

# 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます。）を所有している方にかかる税金です。令和元年10月1日から軽自動車税に「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は「種別割」に名称が変わります。このことにより、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の2つで構成されることとなります。環境性能割については36ページをご覧ください。

## ○軽自動車税（令和元年10月1日から「種別割」に名称変更）

### ■納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在で、市内に車両の定置場（主として駐車する場所）のある軽自動車等を所有している方

種別	課税標準					年税額			
原動機付自転車	総排気量が50cc以下(0.6kw以下)のもの(ミニカーを除く)					2,000円			
	総排気量が20cc超50cc以下で三輪以上のもの [ミニカー](0.25kw超0.6kw以下)					3,700円			
	総排気量が50cc超90cc以下で二輪のもの (0.6kw超0.8kw以下)					2,000円			
	総排気量が90cc超125cc以下で二輪のもの(0.8kw超)					2,400円			
小型特殊自動車	農耕作業用自動車(刈脱穀作業用自動車を含む)					2,400円			
	その他のもの(フォークリフトなど)					5,900円			
軽自動車 660cc以下	二輪のもの(側車付・トレーラーを含む)					3,600円			
	雪上用のもの					3,600円			
			初度検査 年月が 「平成27 年3月」以 前の車両	初度検査 年月が 「平成27 年4月」以 降の車両	グリーン化特例【軽課】 初度検査年月が「平成30年4月」以降の うち燃費基準を達成した車両		【重課】 ③初度検査 年月から 13年を 経過した車両		
	三輪		3,100円	3,900円	電気・天然 ガス自動車	① 乗用・R2 基準+30% 貨物・H27 基準+35%	② 乗用・R2 基準+10% 貨物・H27 基準+15%	3,000円	4,600円
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円
	二輪の小型 自動車	総排気量が250ccを超えるもの					6,000円		

①、②については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車  
③については、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用（ハイブリット）の軽自動車、被けん引自動車を除く。